

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したの
で、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和4年2月8日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

付記

報告監第9号 令和3年度第3回 監査結果報告書

定期監査	総務局
	市民局
	会計室
	消防局

西宮市長 石井登志郎 様
西宮市議会議長 草加 智清 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和3年度第3回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査（財務監査及び行政監査）を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和4年2月7日

西宮市監査委員 石原 俊彦
西宮市監査委員 佐竹 令次
西宮市監査委員 板戸 史朗
西宮市監査委員 大川原成彦

目 次

定期監査結果報告（消防局）

第1 監査の対象	12
第2 監査の期間及び方法等	13
第3 監査の結果	13
1 収入事務	13
2 支出事務	13
3 財産管理事務	13
4 服務事務	14
第4 要改善事項	14
1 消防団員に対する費用弁償の適正な支給	14
2 適正な備品管理	14
3 適正な文書管理	14
4 適正な服務事務	15
第5 監査委員の意見	15
1 消防力の充実強化	15

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

定期監査結果報告

(消 防 局)

第1 監査の対象

消防局における、主として令和3年4月1日から同年8月31日までの期間に執行された財務事務等を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

監査の対象とした消防局の組織及び職員数の状況(令和3年4月1日現在)は以下のとおりである。

(単位：人)

組 織		正規職員	会計年度 任用職員A
消防局長		1	
消 防 局	総務部長	1	
	総務課	12 (1)	
	企画課	7	1
	警防部長	1	
	予防課	7 (1)	
	指令課	22 (2)	
	警防課	21 (3)	1
	救急課	5 (2)	
消 防 署	西宮消防署	67 (1)	
	北夙川分署	39	
	鳴尾消防署	61	
	浜分署	29	
	瓦木消防署	49 (1)	
	甲東分署	46 (1)	
	北消防署	56	
	山口分署	38 (1)	
計		462 (13)	2
定 数		522	—
定数外	初任教育派遣	17	
	救急救命士養成課程派遣	4	
	学校教官派遣	1	

注 ()は再任用短時間勤務職員で外数

第2 監査の期間及び方法等

令和3年10月13日から監査事務局職員による監査を開始し、4年1月7日に監査委員によるヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

第3 監査の結果

1 収入事務

収入事務について、関係書類を抽出して調査したところ、適正に処理されていた。

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 消防団員に対する費用弁償の過支給

消防団員が訓練に勤務したときは、西宮市消防団条例第8条及び別表第2により、1日3,500円の範囲内で費用を弁償するとしているが、同日に3回訓練に勤務した消防団員に対して1回につき3,500円を弁償しており、7,000円多く支給していた（総務課）。

3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 備品管理

備品管理システムに登録された電気ドリルの所在が確認できなかった。担当者の説明では、廃棄処理をしたものの廃棄手続きがもれていたとのことである（指令課）。

(2) 土地使用貸借契約

消防団施設（車庫）に係る土地の使用貸借契約について、契約書の原本が所在不明となっているものが見られた（総務課）。

4 服務事務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 代休を取得した職員に対する管理職手当特別加給額の過支給

休日に勤務し、代休を取得した職員について、勤務状況報告書の休日分の超過勤務時間を修正する作業がもれており、管理職手当特別加給額が支給されていた（北消防署）。

第4 要改善事項

主に財務事務を中心に監査を実施したが、重大な事務処理上の誤りは発見されなかった。しかしながら、基本的な事務処理で関連規定の理解不足や確認不足によるものと思われる誤りが発見された。

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

1 消防団員に対する費用弁償の適正な支給

消防団員に対する費用弁償については、西宮市消防団条例に規定する支給対象の単位を確認の上、適正に支給されたい。

2 適正な備品管理

備品の廃棄手続きがもれた場合、その廃棄処理が実際に行われたのかどうかや、適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、廃棄処理に際しては、その手続きが確実に行われるよう、管理体制や手続きを整備されたい。

3 適正な文書管理

土地の使用貸借契約書が所在不明となっている事案が見られたので、文書管

理のあり方を見直し、適正な管理に努められたい。

4 適正な服務事務

代休処理の際の手順等を見直し、超過勤務時間の調整が抜け落ちることのないよう努められたい。

第5 監査委員の意見

1 消防力の充実強化

事件、事故、自然災害の多様化や大規模化などにより、消防行政への期待が高まっている。新型コロナウイルス感染症の拡大による負担増も見られる中ではあるが、消防力の計画的な強化に努め、災害に強いまちの実現に取り組まれたい。